

令和元年度 第12回杵築市農業委員会総会議事録

令和2年3月6日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加藤 隆義	大内	河野 次見	東	古宮 輝美
北杵築	一宮 次男	豊洋	長友 富男	東山香	本林 正
中	平林 准一	立石・向野	永野 恵	山浦	岡山 秀徳
朝田	河野 勳文				

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	岩尾 俊高	農地係長	藤本 寿美
管理係長	安部 順子	農地係主査	阿部 清伸

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 57号 農地法第3条の申請について
議案第 58号 非農地証明願いについて
議案第 59号 農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について
議案第 60号 非農地通知書の交付について
議案第 61号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 62号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議案第 63号 農地利用最適化推進委員辞職願に係る同意について

議長	それでは、令和元年度第12回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9 時32分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と、 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、「議案第57号」から「議案第63号」までの6議案32件が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第57号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。 ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書1ページをごらんください。 「議案第57号」「農地法第3条の申請について」の申請について。 農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を述べます。 ア、所有権の移転 番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m ² 、ほか 筆、合計 筆の m ² 、譲受人の経営面積は田 a、畑 a、計 a。 理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。 以上です。
議長	1番につきましては、 農地委員よりお願いします。
 委員	先月の18日に 委員、事務局職員とで現地確認を行いました。 申請地は、 の の上の方です。 さんが高齢のため、以前から申請地を耕作している さんに譲りたいとのことで話がまとまったようです。 よろしくをお願いします。
議長	1番につきまして、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	おはようございます。 さんは非常に真面目で誠実な方で、きれいに整地しています。 また、 の方が竹藪でしたが、きれいに伐採していました。とても几帳面な方です。 よろしくご審議をお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	譲渡人は高齢で管理ができない状態です。今回、以前から耕作している、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、 さんの所有農地は、これ以外に約 aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。 さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件に引かかる点はありませんので、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えてい

	<p>ます。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、 区、 、譲受人、 、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、ほか 筆、合計 筆の m²、譲受人の経営面積は田のみ a。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>2番につきましても、 農地委員さんより説明をお願いします。</p>
 委員	<p>同じ日に、 委員、事務局職員とで現地確認を行いました。</p> <p>申請地は、 区の の前になります。 さんが高齢のため、経営規模を拡大している さんに譲りたいとのことで、話がまとまったそうです。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続きまして、2番について、 農業委員さんよりご意見があればお願いします。</p>
 委員	<p>8月の農地の利用状況調査を行った際には、カヤが2mを超えるような状況で、とても耕作できないのではないかと思ったのですが、2月18日に現地確認に行ったときには、きれいに刈り取って焼いておりました。よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	<p>続いて、許可基準について事務局より説明お願ひます。</p>
事務局	<p>譲渡人は高齢で管理ができない状態です。杵築で経営規模を拡大したい譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。なお、 さんの所有農地は、これ以外に約 aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p> さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。 に住んでいますが、農地までの距離は kmで、既に杵築市で耕作している実績もありますので、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、 、 、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、合計 筆の m²、譲受人の経営面積は田 a、畑 a、計 a。理由といたしましては、市外在住、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>3番について、 農業委員さんよりご意見があればお願いします。</p>
 委員	<p>申請地は、 から若干 よりの場所になります。譲受人は 歳と高齢ですが、後継者が に住んでいるので、今後の管理もできると思います。よろしくお願ひします。</p>

議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は市外に住んでおり管理ができない状態です。今回、自宅隣接農地を、以前から耕作している譲受人と、売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。■■歳と高齢ではありますが、現在も農業を行っており、また、将来は■■■■在住の子どもが帰ってくるなどから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました 以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、議案書2ページをごらんください。番号4番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡、譲受人の経営面積は田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、規模縮小、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番については、■■■■農地委員より説明をお願いします。
■■■委員	<p>説明をさせていただきます。</p> <p>場所は、■■■■区の真ん中辺りです。隣に住む親戚と話がまとまり、■■もきれいに整地をされておりましたので、問題はないと思っております。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いをいたします。</p>
議長	4番につきましては、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	■■■さんの説明どおりです。現地はよく手入れをされていまして、いつでも作物を植えられる状態になっていました。よろしく申し上げます。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>譲渡人と譲受人は親戚で、申請地を譲受人が以前から管理しており、今回売買の話がまとまったため申請となりました。なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■aありますが、その分は自分で管理しています。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号4番になります。特に不許可の要件に引っかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に5番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号5番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積</p>

	<p>㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡、譲受人の経営面積は田 a、畑 a、計 a。理由といたしましては、規模縮小の相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>5番について、 農地委員さんよりお願いします。</p>
委員	<p>2月17日に 委員、事務局職員と現地を確認しました。場所は の の信号を上って、1.8kmぐらいの場所です。 さんは に住んでおり、 は隣接している さんと話がまとまったそうです。</p> <p>ご審議のほど、どうぞよろしくお願いします。</p>
議長	<p>5番について、 農業委員さんよりご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>只今、 委員が説明したとおりです。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>続いて、許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は経営規模縮小を考えています。今回、以前から耕作している、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。なお、 さんの所有農地は、これ以外に約 aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p> さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号5番になります。特に不許可の要件に引かかる点はありませんので、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号6番、申請人、譲渡人、 区、 、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡、譲受人の経営面積は田 a、畑 a、計 a。理由といたしましては、規模縮小、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>6番につきましても、 農地委員さんより説明をお願いします。</p>
委員	<p>5番の案件と同日に、現地を確認しました。 さんと さんは隣同士ということで、今回の話がまとまったようです。</p> <p>ご審議のほどどうぞよろしくお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、6番について 農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>譲受人の さんは 歳と高齢ではありますが、子ども3人が休日に帰ってきて手伝っていますので、問題ないと思います。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は経営規模縮小を考えています。今回、以前から耕作している、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。なお、 さんの所有農地は、これ以外に約 aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p>

	<p>さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号6番になります。歳と高齢ではありますが、現在でも農業を行っており、また、子どもも農業を手伝っていることなどから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号7番、申請人、譲渡人、区、区、譲受人、区、歳。申請の土地になります、大字字、地番、地目、台帳、現況ともに、地積㎡、ほか筆、合計筆の㎡、譲受人の経営面積は田a、畑a、計a。理由といたしましては、子への贈与、親からの受贈であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>7番につきまして、農地委員さんより説明をお願いします。</p>
委員	<p>のです。よろしくお願いいたします。先月の2月18日に委員と事務局職員とで現地を確認しました。申請地は、のから約300m行ったところに実家があり、その家の前の土地になります。さんとさんは親子で、田畑の後継者でありますので問題ないと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>おはようございます。今、委員が言ったとおりです。さん親子は、順次、親から子どもに贈与をしていくようです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人と譲受人は親子です。今回、譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。なお、さんの所有農地は、これ以外に約aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号7番になります。特に不許可の要件に引っかかる点はありませんので、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第57号」「農地法第3条の申請について」、事務局の説明及び地区担当委員さんより説明がございましたが、各委員さんのご意見・ご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>6番のさんの件ですが、歳と高齢なので、子どもの名義に変えることはできないのですか。この案件だと何年か後に相続が発生するのではないですか。</p>
事務局	<p>子どもさんが3人いらっしゃるのですが、、なので、退職後に農業をされるかもしれませんが、現状では少し難しいということで、さんで申請しています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ほかにご意見ないですか。なければ、これにて討論を終結いたします。</p>

議長	お諮りいたします。「議案第57号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第57号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第58号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>皆さん、おはようございます。事務局の[]です。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、3ページをお願いします。</p> <p>「議案第58号」「非農地証明願いについて」、農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号、1番になります。</p> <p>申請者、[]地区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地目、[]、地積[] m²、合計[]筆の[]m²です。申請地の状況は山林、転用また耕作放棄された理由は、段差がある申請地への進入路がなかったことから、昭和55年頃には耕作をやめたため、竹が生い茂ってしまったということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[]農地委員さんよりご意見があればお願いします。
[]委員	<p>1番について説明します。[]を進みまして、[]の前の信号を右折し、[]を進み、800mぐらい行った右側になります。</p> <p>この農地は進入路もなく、現状は、竹が生い茂っています。また北傾斜の斜面になっています。</p> <p>2月17日に[]農業委員と私と事務局職員と4名で現地確認を行いました。よろしくお願いします。</p>
議長	1番につきまして、[]農業委員さんよりご意見があればお願いします。
[]委員	今、[]推進委員さんが言われたとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を2月17日に[]農地委員と[]農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地は、農地法第30条第3項第1号の判断結果にて、平成24年3月に「農地管理に関する通知」を送付済みの農地です。</p> <p>申請地は、上下ともに段差がある畑で、農業機械の出入りができる進入路がなかったため、昭和55年頃には耕作をやめたことから、現在は竹が生い茂った状況です。</p> <p>これは、証明書発行基準第2の4「森林の様相を呈している等、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当します。</p> <p>農振除外申請をして、令和2年1月22日に認められています。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、今後も山林として管理されたいということです。</p> <p>以上です。</p>

議長	続いて、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番です。申請者、 ■■■■ 、 ■■■■ 、外名、申請の土地、大字 ■■■■ 字 ■■■■ 、地目、 ■■ 、地積 ■■ ㎡、合計 ■■ 筆の ■■ ㎡です。申請地の状況は雑種地、転用また耕作放棄された理由は、昭和40年頃に ■■■■■■■■■■ の ■■■■ として、無断で貸してしまった。また現在は、 ■■■■■■■■■■ として使用されている。 以上です。
議長	2番について、 ■■■■ 農地委員より説明をお願いします。
■■ 委員	2月17日に現地確認を行いました。 ■■■■ の裏側にあたります。 ■■■■ として使用していた場所です。 ■■■■ 後は、 ■■■■ として使用されています。よろしくお願いします。
議長	続きまして、 ■■■■ 農業委員よりご意見があればお願いします。
■■ 委員	ここは、 ■■■■ として使用されていた土地です。 よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局の説明を求めます。
事務局	現地を2月17日に ■■■■ 農地委員と ■■■■ 農業委員とで確認しました。 申請地は、昭和37年に母親と申請者、弟2人の4人が相続により取得した土地ですが、今回は、長女である申請者が代表して申請を行っています。 また、相続をした昭和37年には、既に母親と兄弟全員が ■■■■ に住んでいたことから、申請地の管理ができず困っていたところ、昭和40年頃に ■■■■■■■■■■ から、 ■■■■ として貸してほしいと頼まれ、無断で貸してしまったそうです。また、現在では ■■■■■■■■■■ として使用されています。 このことに対し、申請者名で始末書が提出されています。 これは、証明書発行基準留意事項第4の5、平成24年5月11日付農地振第160号「現況証明書の発行基準要領の改正について」が施行された時点で非農地化後20年以上経過しており、中略しますが、「農業委員会がその土地の現況、農地の復元することにより失われる経済的な利益、農地等以外のものになった経緯等を総合的に考慮し、農地に復元することが適当でないと判断した土地については、証明書を発行できるものとする」に該当します。 農用地区域外の土地であることも確認しています。また、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではありません。以上のことから非農地証明書の発行が可能だと考えられます。今後の予定ですが、このまま駐車場として管理したいとのことです。 以上です。
議長	続いて、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番です。申請者、 ■■■■ 区、 ■■■■ 、申請の土地、大字 ■■■■ 字 ■■■■ 、地目、 ■■ 、地積 ■■ ㎡、ほか ■■ 筆、合計 ■■ 筆の ■■ ㎡です。申請地の状況は山林で、転用または耕作放棄された理由は、父親が耕作していた土地であるが、平成2年頃に体調を崩し耕作をやめたため、雑木や竹が生い茂ったため。 以上です。
議長	3番につきましては、 ■■■■ 農地委員より説明をお願いします。

委員	<p>2月17日に現地確認を行いました。現地は[]の[]の信号を北上して1.8kmぐらいの場所になります。[]なのですが、進入路もないことから耕作放棄され、雑木や竹が生い茂ってしまったということです。</p> <p>審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、[]農業委員さんよりご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>[]委員が説明したとおりです。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>現地を2月17日に[]農地委員と[]農業委員とで確認しました。</p> <p>申請の[]筆ともに、農地法第30条第3項第1号の判断結果にて、平成24年3月に「農地管理に関する通知」を送付済みの農地です。申請者は、平成25年に相続により申請地を取得しています。</p> <p>申請地は、申請者の父親が管理していた土地ですが、平成2年頃、父親が体調を崩したことから管理ができなくなり、現在では竹や雑木が生い茂った状態です。</p> <p>これは、証明書発行基準第2の4「森林の様相を呈している等、農地に復元にするための物理的条件整備が著しく困難な場合」に該当します。農振除外申請をして、令和2年1月22日に認められています。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明の発行が可能な土地だと考えられます。今後の予定ですが、今後も山林として管理する予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて、4番と5番は関連がありますので、続けて事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4ページをお願いします。番号4番と番号5番は、関連がありますので一緒にご説明させていただきます。</p> <p>番号4番、申請者、[]、[]、申請の土地、大字[]字[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。申請地の状況は山林です。</p> <p>番号5番、申請者、[]、[]、申請の土地、大字[]字[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。申請地の状況は山林です。転用または耕作放棄された理由は、親子共々[]に住んでいるため、地元の人に農地を貸し、ミカン栽培をしていた土地であるが、平成15年頃、耕作者が体調を崩したことから耕作ができなくなり、竹や雑木が生い茂ってしまったということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>4番と5番について、[]農地委員さんより説明をお願いします。</p>
委員	<p>説明いたします。場所は[]のちょうど裏側の山になります。大変立派な良いミカンを作っていましたが、どうしても、これ以上耕作ができないということから放棄をされて、現在では木が茂っているような状態であります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>4番と5番につきましては、[]農業委員さんよりご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>[]委員の説明のとおりです。写真を見たらわかるように、竹や木がかなり生い茂っておりまして、元の耕作地に戻すことは不可能な状態だと思えます。</p>

	<p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>現地を2月18日に■■■■農地委員と■■■■農業委員で確認しました。</p> <p>番号4番の3筆と番号5番の2筆ともに、農地法第30条第3項第1号の判断結果にて、平成24年3月に「農地管理に関する通知」を送付済みの農地です。</p> <p>■■■■さんと■■■■さんは親子です。申請地は、以前ミカン畑だったようですが、■■■■さんも■■■■さんも■■■■に住んでいることから管理ができず、地元の方に貸して管理をお願いしていたそうです。しかし、平成15年頃にその方が体調を崩したことで管理ができなくなり、現在では竹や雑木が生い茂った状況です。</p> <p>これは、証明書発行基準第2の4「森林の様相を呈している等、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当します。農振除外申請をして、令和2年1月22日に認められています。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから非農地証明の発行が可能な土地だと考えられます。今後の予定ですが、今後山林として管理する予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号6番です。申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、合計■■■■筆の■■■■㎡です。申請地の状況は宅地です。転用または耕作放置された理由は、昭和30年頃、母親が以前に住んでいた自宅に隣接する■■■■に、物置兼農機具倉庫を建ててしまった。また平成16年にはその倉庫を取り壊し、現在の自宅を建ててしまったということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>6番につきまして、■■■■農地委員さんより説明をお願いします。</p>
■■■■委員	<p>ご説明いたします。■■■■さんは同級生で、家の様子をよく知っています。</p> <p>農地法を知らずに倉庫を建て、その後自宅を建てたということだと思われそうです。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>6番について、■■■■農業委員さんよりご意見があればお願いします。</p>
■■■■委員	<p>■■■■委員の説明通りです。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>証明書発行基準についての状況ですけれども。</p>
事務局	<p>現地を2月17日に■■■■農地委員と■■■■農業委員とで確認しました。</p> <p>申請者は現在■■■■歳、申請地を昭和21年に家督相続で取得しています。</p> <p>申請者によると、申請者が子どもだった昭和30年頃、以前住んでいた自宅に隣接する申請地に、母親が物置兼農機具倉庫を建てたそうです。また、平成16年には、申請者がその倉庫を取り壊し、今の自宅を建ててしまったとのこと。このことに対しましては、申請者から始末書が添付されています。</p> <p>これは、証明書発行基準留意事項第4の5、平成24年5月11日付、農地振第160号「現況証明書の発行基準要領の改正について」が施行された時点で非農地化後20年以上経過しており、中略しますが、「農業委員会がその土地の現況、農地に復元することにより失われる経済的な利益、農地</p>

	<p>等以外のものになった経過等を総合的に考慮し、農地に復元することが適当でない判断した土地については、証明書を発行できることとする」に該当します。</p> <p>農用地区域外の土地であることも確認しています。また、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではありません。</p> <p>以上のことから非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、申請者は高齢になったことから、子どもの住む■■■■へ転出します。そのため、非農地証明書が発行されましたら、地目を「宅地」に変え、自宅も含め売りたいということです。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、5ページをお願いします。番号7番です。</p> <p>申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■■■■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡、合計■■筆の■■■■㎡です。申請地の状況は雑種地、転用または耕作放棄された理由は、以前住んでいた自宅に駐車場がなかったことから、昭和63年頃に無断で■■■■を潰し、駐車場としてしまったということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>7番につきましては、■■■■農地委員さんより説明をお願いします。</p>
■■■■委員	<p>2月17日に■■■■委員さんと事務局とで現地の確認をいたしました。</p> <p>写真で見ると現地が近く感じるような立地条件であります。ここは、■■■■■■■■■■の手前を■■■■のほうに上がった隣になります。現状は車の通る道路も狭く、駐車場として使っているそうです。</p> <p>ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>7番につきましては、■■■■農業委員さんよりご意見があればお願いします。</p>
■■■■委員	<p>今、■■■■委員の申したとおりです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>現地を2月17日に■■■■農地委員と■■■■農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地は、農地法第30条第3項第1号の判断結果にて平成24年3月に「農地管理に関する通知」を送付済みの農地です。</p> <p>申請者の以前の自宅は申請地奥の山際にあり、宅地が狭く駐車場がなかったことから、昭和63年頃、無断で申請地の■■■■を潰し、駐車場にしてしまったようです。また、車1台分の車庫も建てています。このことに対しましては、申請者からの始末書が添付されています。</p> <p>これは、証明書発行基準留意事項第4の5、平成24年5月11日付で農地振第160号「現況証明書の発行基準要領の改正について」が施行された時点で非農地化後20年以上経過しており、中略しますが、「農業委員会がその土地の現況、農地に復元することにより失われる経済的な利益、農地等以外のものになった経緯等を総合的に考慮し、農地に復元することが適当ではないと判断した土地については、証明書を発行できるものとする」に該当します。</p> <p>農用地区域外の土地であることも確認しています。また、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではありません。</p>

	<p>以上のことから非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。 今後の予定ですが、このまま駐車場として管理したいとのことです。 以上です。</p>
議長	<p>続いて、8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号8番です。申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■■■■■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。申請地の状況は原野、転用または耕作放棄された理由は、昭和54年に■■から宅地へ分筆された細長い残地で、広い場所でも幅が1mほどしかないことから、農業機械も入らず耕作できない土地です。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>8番については、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■委員	<p>場所は■■■■の側で、土地としては幅1mぐらいの細長い溝地で農地の利用はできないと思われまます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>現地を2月18日に■■■■農地委員と■■■■農業委員とで確認しました。 申請地は、農地法第30条第3項第1号の判断結果にて、平成24年3月に「農地管理に関する通知」を送付済みの農地です。 申請人は、平成9年相続により申請地を取得しています。 申請地は、昭和54年に「■■」の一部を「宅地」に地目変更し、残った残地です。前の家との段差が2mほどありますので、少しの間を開けるために残したと思われまます。宅地に沿った細長い残地で、幅の広いところでも1mほどしかなく、農業機械も入らない状態のため耕作ができない状況です。 これは、証明書発行基準第2の4「その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当します。農用地区域外にあることも確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではありません。以上のことから非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。 今後の予定ですが、このままの状態管理したいとのことです。 以上です。</p>
議長	<p>続いて、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号9番です。申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■■■■■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。申請地の状況は山林で、転用または耕作放棄された理由は、父親がミカンを栽培していた土地であるが、体調を崩した平成元年頃に耕作をやめたため、竹や雑木が生い茂ってしまったものです。 以上です。</p>
議長	<p>9番につきましては、■■■■農地委員さんよりお願いします。</p>
■■■委員	<p>現地は、■■■■より■■■■方面に5～600m行ったところです。 本人は■■■■に住んでいますが、現地には自宅があり、農道を挟んだ自宅前です。既に山林化の状態です。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>9番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>

委員	委員の説明通りです。よろしくお願ひいたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願ひます。
事務局	<p>現地を2月17日に 農地委員と 農業委員とで確認しました。</p> <p>申請者は、平成9年相続により申請地を取得しています。</p> <p>申請地は、申請者の父親がミカンを栽培していた土地ですが、その父親が平成元年頃に体調を崩したことから耕作をやめたため、現在では竹や雑木が生い茂った状況です。</p> <p>これは、証明書発行基準第2の4「森林の様相を呈している等、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当します。農振振除外を申請し、令和2年1月22日に認められています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから非農地証明の発行が可能な土地だと考えられます。今後の予定ですが、今後山林として管理したいということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第58号」「非農地証明願ひについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員さんのご意見・ご質疑はございませんか。
委員	2番についてですが、 の土地の時も後から申請がありましたよね。貸し借りをするとききちんと手続きをしてないのですか。
事務局	<p> の時は、土地の所有者は杵築市でした。今回の件は個人の所有ですが、賃借契約するとききちんと確認できていなかったのだと思います。</p> <p>今回、寄附をするということになり、地目が農地のままであったことから、非農地証明書の申請となりました。</p> <p>今後、非農地通知書の交付を行いますので、現在所有している市の土地に関してはこのような申請は無くなります。管財係にも賃借契約時にきちんと確認をするよう指導します。</p>
議長	ほかにご意見ないですか。なければ討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第58号」「非農地証明願ひについて」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第58号」「非農地証明願ひについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に「議案第59号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書6ページをお開きください。</p> <p>議案第59号「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について、平成28年8月30日付杵築市農業委員会告示第22号に基づき、下記の農地について区域指定してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、 、 。申請土地になります、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m^2、ほか 筆、合計 筆の m^2。杵築市空き家バンク登録番号 番、宅地</p>

	番、杵築市[REDACTED]、宅地面積が[REDACTED]㎡です。 以上です。
議長	1番について、[REDACTED]農地委員より説明をお願いします。
[REDACTED]委員	現地は[REDACTED]の反対側へ[REDACTED]を100mぐらい入ったところです。空き家バンクを利用して家屋は売却するということです。本人は地元に戻るつもりがないので、前の農地も同時に売却したいということです。よろしくお願いします。
議長	1番について、[REDACTED]農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED]委員	[REDACTED]委員さんが言ったとおりです。
議長	只今、「議案第59号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
事務局	<p>今回、初めてなので補足説明をさせていただきます。</p> <p>初めに、農地法施行規則第17条第2項を簡単に説明します。</p> <p>農地法ですので、農地取得に当たり50a、約5反の耕作面積が必要ですが、その面積を市町村が独自定めることができるというものです。杵築市においては空き家の所有者が持っている農地において、空き家の購入者が1aに満たない場合は、その面積から取得できるように緩和されました。今回が9回目の案件です。図面の3条-1図の一番後ろのページをごらんください。</p> <p>空き家の場所は○で囲んでいる宅地になります。農地の場所は空き家の近くにあり、管理に関しては問題ないと思われます。</p> <p>申請者は相続で宅地と農地を取得しましたが、市外に移住しており、管理が難しいので、今回の申請となりました。ちなみに購入予定者は既に空き家に移住し、生活しています。</p> <p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の報告をし、来月以降3条申請を待ちます。</p> <p>皆さん、毎回A4の許可基準の一覧表をごらんいただいていますけれども、今度、第2項の5号の下限面積の関係が、通常では5反必要ですが、空き家バンクに登録している宅地を買われる方が、それに付随する農地を取得するときには、今回の様に上程し、委員の承認を得られれば、来月以降に3条申請を行います。</p> <p>ちなみに、この案件の場合は事前に現地立会いを行いますので、翌月以降、3条申請が出たときには立会いを行いません。よろしくお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より補足説明がありました。</p> <p>下限面積の設定は各市町村で設定するのですが、杵築市の場合は原則として50aです。原則ですから例外というのもあります。それを今日お話しすると混同してしまうのでお話しませんが、原則として下限面積は50aということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ほかにご質問はございませんか。</p>
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りします。申請の農地を「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域」に指定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第59号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」は、申請の農地を区域指定することに決めます。
議長	次に「議案第60号」「非農地通知書の交付について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	<p>■■■■■■■■■■です。よろしくお願いします。</p> <p>7ページをごらんください。</p> <p>非農地通知書の交付について。</p> <p>農地利用状況調査において、農地法第2条第1項に規定する農地に「該当しない」と判断した下記との農地に対し、非農地通知書を交付してよいか意見を求める。</p> <p>「農地に該当しない」と判断した農地です、地区名、■■■■地区、筆数■■■■筆、面積■■■■㎡、■■■■地区、■■■■筆、■■■■㎡、■■■■地域合計■■■■筆の■■■■㎡です。</p> <p>農地に「該当しない」と判断した理由。</p> <p>利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれないためです。</p> <p>詳細については別添の資料をごらんください。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>補足です。</p> <p>今回は、非農地通知書を送付します。これを持って法務局で手続すれば、農地以外の登記に変更が可能です。今回発送する■■■■筆の■■■■㎡については、そのような通知書です。</p>
事務局	<p>別添農地の詳細の資料につきまして、皆さんに事前送付させていただいていますが、これは個人情報に当たりますので、取り扱いについては十分注意させていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
■■■■委員	これを見ると、ほとんど■■■■ですね。
事務局	<p>それについては、去年からお話させていただいていますが、予算の関係で、今年度は■■■■地域しかできませんでした。来年度予算がつき次第、同じ事務処理をさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	よろしいですか、ほかにご意見ございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「非農地通知書の交付について」、交付することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第60号」「非農地通知書の交付について」は、これを交付することに決めます。
議長	次に、「議案第61号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。イ．所有権の設定の10番については、「農業委員会に関する法律第31条」「議事参与の制限」に抵触しますので、■■■■委員さんには退出していただきたいと思います。
	<■■■■委員 退出>
議長	それでは、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、議案書の10ページをごらんください。</p> <p>「議案第61号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」</p> <p>農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。</p> <p>イ、所有権について。</p> <p>番号10番、申請人、譲渡人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 森本亨、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。これは農地売買等支援事業の公社の売渡事業になります。</p> <p>借入の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]aであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、「議案第61号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の10番について、事務局より説明がございましたが、各委員さんのご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第61号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の10番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第61号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の10番は、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>それでは、「議事参与の制限」が解かれた[]委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。</p>
	<p>< []委員 入室 ></p>
議長	<p>次に「議案第61号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」のイ、所有権の設定の11番を審議します。「農業委員会に関する法律第31条」「議事参与の制限」に抵触しますので、[]委員には退出していただきたいと思います。</p>
	<p>< []委員 退出 ></p>
議長	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書11ページをごらんください。</p> <p>イ、所有権の設定。</p> <p>番号11番、申請人、譲渡人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 森本亨、譲受人、[]区、[]、[]、設立[]年。申請の土地になります、[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。これも農地売買等支援事業の公社の売り渡しになります。借入れの経営面積は、田のみ[]aです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、「議案第61号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の11番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>

委員	これは前もって借主が決まっているということですか。
事務局	これは、前回1月の総会のときに地主さんから公社が買上げてその後、公社に名義変更をしております。そして、今回の3月総会に上程し、公社名義から[]にとのことでした。
委員	2ヶ月かかっているが、売って、すぐ買うというようなことにならないのか。
事務局	登記に時間がかかりますし、支払いの確認で時間がかかります。以上です。
議長	ほかにございませんか。なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第61号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の11番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第61号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の11番は、これを承認することに決めます。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた[]委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< []委員 入室 >
議長	次に、「議案第61号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の利用権の設定の1番から9番と、所有権の設定の12番を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案集8ページをごらんください。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]、設立[]年。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で借人の経営面積はありません。</p> <p>以下、同じ借人、貸人がある場合は住所、氏名、設定期間、借人の経営面積等は省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]、[]、[]、[]歳。申請土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]a。</p> <p>続きまして、番号4番、申請人、貸人、[]、[]、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 森本亨。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になりま</p>

	<p>す、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡。</p> <p>続きまして、番号6番、申請人、貸人、■■■、■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡。</p> <p>続きまして、番号7番、申請人、貸人、■■■、■■■、■■■、申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡。</p> <p>続きまして、議案書10ページをごらんください。</p> <p>番号8番、申請人、貸人、■■■区、■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡。</p> <p>続きまして、番号9番、申請人、貸人、■■■区、■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡です。公益社団法人大分県農業農村振興公社に貸し付ける土地は、合計■■■筆■■■㎡になります。</p> <p>続きまして、議案書11ページをごらんください。</p> <p>番号12番、申請人、譲渡人、■■■、■■■、譲受人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 森本亨。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡。これは農地売買等支援事業の公社の買い入れ事業になります。買い入れの設定面積はありません。</p> <p>貸し手農家数■■■戸、借り手農家数■■■戸、利用権の設定面積は■■■㎡、所有権の設定面積は■■■㎡、合計■■■㎡になります。</p> <p>補足説明です。番号1番、2番につきましては、農業に地域参入したい、■■■が■■■を通じて農林課に照会があり、今回、■■■さんと契約ができた案件です。栽培作物はカボスで農協に出荷予定です。今後は様子を見ながら他の農地にも規模拡大したい意向のようです。</p> <p>3番につきましては、ナス、スナップエンドウを栽培予定です。4番から9番につきましては、中間関連事業を通じて、■■■さんに貸す案件です。</p> <p>12番につきましては、公社名義変更後、■■■さんに売り渡す案件になります。以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第61号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の利用権設定の1番から9番と、所有権の設定の12番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
■■■委員	<p>1番の植栽には補助金を貰っているが、これは自分で作らず、他人に作らせても補助金を受けられるのか。</p>
議長	<p>これは減反事業で、補助金をもらっているがカボスを切ってしまうということではなく、継続して誰かが継承してつくるということなので、返還要件には当たらないということをお聞きしております。</p>
議長	<p>ほかにご意見ございませんか。</p>
議長	<p>なければ、討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第61号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から9番と、12番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>

各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第61号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の利用権の設定の1番から9番と、所有権の設定の12番については、これを承認することに決めます。
議長	次に「議案第62号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書12ページをごらんください。</p> <p>「議案第62号」「農地利用配分計画（案）に対する意見について」。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3号の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 森本亨、借受人、 区、 、 歳。対象農地は、 大字 の 筆、 m²であります。</p> <p>次の13ページ、14ページが先ほど審議していただいた農用地利用集積計画（案）の番号4番から番号9番までの農地中間管理機構に貸し付けた土地を農地中間管理機構から さんに貸し付ける土地の一覧になります。</p> <p>詳細につきましては、利用権設定の中で審議された内容と同じでありますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第62号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第62号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第62号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、「意見なし」として報告します。
議長	次に、別紙追加議案になります、「議案第63号」「農地利用最適化推進委員辞職願に係る同意について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、追加議案ということですので、これについて議案の説明の前に、経過についてご説明を申し上げます。</p> <p>去る令和2年3月2日に さんから連絡がありました。週のうち1回程度、床に伏せるような状態で、 もされているのですが、その業務で活動した際も次の日に寝込むなど体調がすぐれないということです。そのため推進委員としての業務の遂行が困難なため、辞任したいということでございました。農業委員会に関する法律では、第23条、推進委員は正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。</p> <p>また、総会より議会の理事は出席委員の過半数で決し、会議をするときは、そのことは、会長の決することによるとあります。会長に報告といたしまして本人の意思を尊重して令和2年3月3</p>

	<p>日付で辞職願を受理し、今回の総会に諮ることとなりました。</p> <p>委員会の同意が得られますと、任期の残りが2年間ございます。委員会の業務執行を考慮し、補充のために通常の選任手続きと同様に推薦、それから募集等の手続きを行うということで申し上げます。</p> <p>それでは、この議案について読み上げてご提案を申し上げます。</p> <p>「議案第63号」「農地利用最適化推進委員辞職に係る同意について」</p> <p>令和2年3月3日付で、下記の委員より、辞職願の提出がありましたので、この取扱いについて同意を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>八坂地区担当、 委員でございます。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、追加議案「議案第63号」「農地利用最適化推進委員辞職願に係る同意について」事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第63号」「農地利用最適化推進委員辞職願に係る同意について」農業委員会等に関する法律第23条の規定により、同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第63号」「農地利用最適化推進委員辞職願に係る同意について」は、これに同意することに決めます。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、令和元年度第12回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(10時57分：終了)</p>